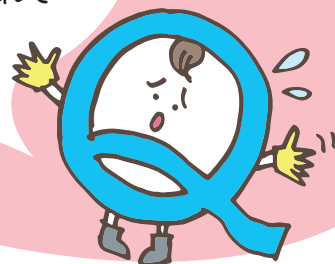




事業主が雇用保険の 手続きをしていなくても 失業保険を受給できる？

相談者の気持ち

経営悪化で会社をリストラされたため、失業保険の給付を受けようとしたところ、事業主が雇用保険の届け出や保険料の納付をしていなかったことが分かりました。給与明細上では雇用保険料が毎月徴収されていました。私は失業保険の給付を受けることができますか？



小島 直樹 Kojima Naoki 弁護士

第二東京弁護士会・消費者問題特別委員会に所属。一級建築士。通商産業省(現経済産業省)などの勤務経験を生かし、消費者被害救済のほか、高齢者や中小企業の法律問題など広く取り組む



失業保険(正式には「雇用保険」ですが、本稿では「失業保険」といいます)は、失業した労働者の新たな就職先に就労するまでの生活を支えるうえで重要な制度であり、労働

者を1人でも雇う事業者(会社に限りませんが、以後は「会社」といいます)は加入が義務づけられています(農林水産業の場合は5人以上の労働者を雇う場合に義務づけられます)。

しかし、会社が加入のための届出や保険料の納付を怠っていると、給付の要件を満たさないので失業保険を受け取ることができません。

給付の要件は、「離職日以前2年間に」、「被保険者期間が通算して12カ月以上あること」です。

相談者については、会社が雇用保険の届出や保険料の納付をしていなかったということですから、「被保険者」になっていなかったこととなりますので、給付の要件を満たさず、失業保険を受け取ることができません。給与明細上雇用保険料が毎月徴収されていたということですが、会社から国(雇用保険は国営保険なので国が保険者になります)に納められていなければ、相談者は「被保険者」になっていなかったこととなります。

このような場合にどうすればよいかですが、

雇用保険では保険料をさかのぼって納めることができますので、会社に対してさかのぼっての保険料納入をするように求めるか、又は相談者が直接ハローワークに行ってさかのぼりの保険料納入をすることもできます。さかのぼりの期間は原則2年間ですが、給与から保険料の労働者負担分(保険料は会社と労働者が半分ずつ負担します)が天引きされていたことを給与明細等で証明すれば2年以上のさかのぼりも可能です(といっても、既に天引きされていますので、重ねて支払う必要はありません)。

また、そもそも自分が被保険者であったかどうかについては、ハローワークに対して「雇用保険被保険者資格取得届出確認照会」をすることができます。保険料を納めていなければ、この段階でそのことが分かりますので、ハローワークから会社に対して指導がされるものと考えられます。そうすれば、相談者は所定の手続きに従って失業保険の給付を受けることができます。

相談者はリストラされたということですが、リストラというのが解雇であるならば、「特定受給資格者」ということになり、自己都合退職者や定年退職者よりも手厚い給付を受けることができます(具体的な手続方法や必要書類、給付額については、ハローワークに問い合わせましょう)。